



『福島県自転車活用推進計画』の概要

令和2年3月
福島県

1 総論

- (1)位置付け
自転車活用推進法第10条に基づき策定する本県の自転車活用の推進に関する基本計画
- (2)計画の期間
2020年度から2024年度まで
- | | | | | | | |
|------------------|------|------|------|------|------|-------|
| 福島県
自転車活用推進計画 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025~ |
|------------------|------|------|------|------|------|-------|
- (3)計画の区域
福島県全域

2 本県における自転車活用に関する課題

- (1)自転車の利用環境
- 生活空間やレクリエーション空間における**自転車利用環境の整備**が望まれる
 - 自転車走行ルートや**事故の危険性がある箇所**についての**情報不足**
 - 路面上の適切な**維持管理**が求められる
 - 他の交通と混在する箇所が危険(**自転車走行空間の分離**)
- (2)自転車を利用した健康づくり
- 自転車に乗るきっかけづくりのため、**サイクルスポーツ大会やイベントの更なる広がり**が望まれる
 - 健康や環境面から**自転車通勤の促進**が望まれる
 - 自転車通勤における職場等の環境整備**に向けた働きかけが必要
- (3)地域性を活用した観光・地域振興
- 地域性を活かしたサイクルツアー**等、自転車をつなぐとした取組が行われており**更なる盛り上がり**が望まれる
 - サイクリストの誘客のための**観光情報発信**が求められる
 - 交通機関や宿泊施設における**サイクリスト受入環境整備**が望まれる
- (4)自転車利用における安全・安心の確保
- 自転車利用者における**通行ルール**の周知徹底や、**交通安全意識**の更なる向上が望まれる
 - 自転車利用の多い**小中高生の自転車利用マナー**の向上や**通学路**における自転車利用の**安全確保**が求められる
 - 自転車利用者の責任として**自転車損害賠償責任保険加入**の促進が望まれる

3 計画の目標と実施すべき施策 (朱書き:重点措置)

【目標1】『誰もが快適に自転車利用ができる良好な自転車走行環境づくり』 (担当:土木部、県警本部)

▷施策1:誰もが利用しやすい自転車走行空間の計画的な整備と適切な維持管理
措置①自転車ネットワーク計画に基づく自転車走行空間整備
措置②**大規模自転車道及び広域的な自転車走行空間整備**
措置③自転車走行空間の維持管理の推進

▷施策2:自転車利用の利便性向上のための情報発信
措置①**自転車の利便性向上に資する情報発信 (R2.7ポータルサイト開設予定)**

▷施策3:生活道路における通過交通の抑制等、総合的な取組の推進
措置①**ゾーン30による通過交通の抑制**
措置②市町村における自転車活用推進計画策定のための支援

☆主な指標
大規模自転車道の整備延長(※暫定整備区間を含む)
90.8km(2019) → 102.5km(2024)
ポータルサイトのアクセス数
サイト創設(2019) → 10,000件/年(2024)



自転車通行帯整備例



福島県 情報発信HP例 サイト



ゾーン30整備例

【目標2】『サイクルスポーツの振興や自転車の日常利用による県民の健康増進』 (担当:生活環境部、保健福祉部、土木部)

▷施策1:サイクルスポーツの振興や自転車の日常利用による健康づくりの推進
措置①サイクルスポーツに取り組める自転車走行空間整備やイベント等の情報提供
措置②**自転車を活用した健康づくりに関する情報発信**
措置③自転車を利用した高齢者の健康づくりの推進
措置④自転車を利用した働き盛り世代への健康づくりの推進

▷施策2:交通手段変更等による環境負荷低減(CO2排出の抑制)の推進
措置①**自転車通勤促進のための広報啓発**



サイクルスポーツ



タンデム自転車



福島県定書
(自転車通勤促進)

【目標3】『サイクルツーリズム(自転車観光)推進によるにぎわいのある観光地域づくり』
(担当:企画調整部、生活環境部、商工労働部、土木部)

▷施策1:サイクルツーリズムを活用した観光・地域振興の促進
措置①地域資源を活かした**サイクルツアー**の実施
措置②**サイクルツアールート**の選定
措置③**サイクリングモデルルート**の選定

▷施策2:サイクリスト受入のための情報発信
措置①観光誘客のための**サイクルツーリズム**に関する情報発信
措置②**サイクルトレイン**・輸送の利用促進のための広報

▷施策3:サイクリスト受入のための環境整備
措置①**サイクリングの拠点**となる施設整備の推進
措置②**サイクルトレイン未実施の鉄道事業者**に対する要請

☆主な指標
サイクルツアー開催回数
7回(2019) → 33回(2024) ※累計値
スポーツ・レクリエーション目的の観光客入込数
10,076千人(2019) → 11,000千人(2024)



サイクルツアー

【目標4】『自転車利用に関する安全意識の向上による交通の安全・安心の確保』
(担当:生活環境部、土木部、教育庁、県警本部)

▷施策1:交通安全意識の向上に資する安全教育・広報啓発活動の推進
措置①**自転車安全利用の推進**
措置②子供と高齢者に対する自転車事故防止対策の推進
措置③小中高生に対する自転車交通安全教室の実施
措置④「交通安全子供自転車大会」の参加促進
措置⑤「自転車運転免許制度」による自転車通学者の交通事故防止

▷施策2:学校や地域における自転車利用の交通安全確保の推進
措置①通学路交通安全プログラムを活用した安全点検及び対策の推進

▷施策3:安心した自転車利用のための自転車関連保険等への加入促進
措置①**自転車損害賠償責任保険加入の広報啓発**
措置②福島県PTA安全互助会補償制度の加入促進
措置③福島県高等学校PTA連合会自転車総合補償制度の加入促進

☆主な指標
小中高生に対する自転車交通安全教室の実施
97.4%(2019) → 100.0%(2024)



自転車シミュレーター

4 計画の推進体制

- (1)計画の推進体制
県各部署、県警察等で構成される「福島県自転車活用推進計画検討会」を活用し、関係団体との連携を図りながら自転車施策を推進していく
- (2)市町村との連携
県内市町村に対し、本計画の周知を図るとともに、法11条に基づく市町村自転車活用推進計画の策定を促す
- (3)計画のフォローアップと見直し
施策の進捗状況に関するフォローアップを行うとともに、計画内容について、必要に応じて見直しを行う

